

| 目次 | ページ |
|----|-----|
|----|-----|

| 道公安委員会規則                            |    |
|-------------------------------------|----|
| ○北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則    | 1  |
| ○道路交通法施行細則の一部を改正する規則                | 1  |
| ○北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則          | 5  |
| ○放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則 | 21 |
| 道警察本部告示                             |    |
| ○夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程           | 31 |
| ○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正     | 31 |
| ○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正     | 32 |
| ○北海道個人情報保護条例の施行に関する北海道警察本部規程        | 35 |

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年 3 月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第 6 号

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の組織別定員に関する規則（昭和32年北海道公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

| 区 分<br>組織別    | 警 察 官 |     |               |     |       | 事務吏員<br>技術吏員<br>その他の<br>職 員 | 合計    |
|---------------|-------|-----|---------------|-----|-------|-----------------------------|-------|
|               | 警 視   | 警 部 | 警部補及び<br>巡査部長 | 巡 査 | 計     |                             |       |
| 北 海 道 警 察 本 部 | 171   | 250 | 1,181         | 418 | 2,020 | 552                         | 2,572 |
| 札 幌 市 警 察 部   | (3)   | (1) | (3)           |     | (7)   | (3)                         | (10)  |

|         |       |     |     |       |       |        |       |        |
|---------|-------|-----|-----|-------|-------|--------|-------|--------|
| 北海道警察学校 |       | 12  | 15  | 42    | 200   | 269    | 41    | 310    |
| 札幌方面警察署 |       | 99  | 198 | 2,241 | 1,587 | 4,125  | 270   | 4,395  |
| 計       |       | 282 | 463 | 3,464 | 2,205 | 6,414  | 863   | 7,277  |
| 函館方面    | 本 部   | 23  | 35  | 148   | 37    | 243    | 67    | 310    |
|         | 警 察 署 | 18  | 40  | 388   | 209   | 655    | 53    | 708    |
|         | 計     | 41  | 75  | 536   | 246   | 898    | 120   | 1,018  |
| 旭川方面    | 本 部   | 23  | 36  | 173   | 50    | 282    | 70    | 352    |
|         | 警 察 署 | 28  | 60  | 582   | 287   | 957    | 82    | 1,039  |
|         | 計     | 51  | 96  | 755   | 337   | 1,239  | 152   | 1,391  |
| 釧路方面    | 本 部   | 26  | 43  | 190   | 45    | 304    | 72    | 376    |
|         | 警 察 署 | 20  | 47  | 506   | 301   | 874    | 69    | 943    |
|         | 計     | 46  | 90  | 696   | 346   | 1,178  | 141   | 1,319  |
| 北見方面    | 本 部   | 18  | 32  | 89    | 22    | 161    | 51    | 212    |
|         | 警 察 署 | 15  | 29  | 257   | 118   | 419    | 36    | 455    |
|         | 計     | 33  | 61  | 346   | 140   | 580    | 87    | 667    |
| 合 計     |       | 453 | 785 | 5,797 | 3,274 | 10,309 | 1,363 | 11,672 |

注 1 警察教養施設において新任者として訓練中の者の定員は、北海道警察学校に含める。

2 札幌市警察部の定員は、兼任制のため内数による再掲である。

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年 3 月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第 7 号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第5号に次のように加える。

（ホ） 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

第15条中「別記様式第17号」の次に「又は別記様式第17号の2」を加える。

第20条に次の1号を加える。

（8） 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

第21条の5第4項中「牽引免許に係る」の次に「適性試験、学科試験及び」を加え、同条第6項中「警察署」の次に「その他の場所」を加える。

第22条の3を次のように改める。

（免許証の更新申請等に添付する免許用写真の省略）

**第22条の3** 次に掲げる申請書又は届出書には、免許用写真の添付を要しないものとする。

ただし、当該申請と併せて法第94条第2項の規定による再交付の申請を行う場合又は法第103条若しくは第103条の2の規定により免許の効力が停止されている者が当該申請を行う場合はこの限りでない。

（1） 施行規則第29条第1項及び第29条の2第1項に規定する申請書を公安委員会に提出する場合において、別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターを経由して行うものであるとき。

（2） 施行規則第30条の9第1項に規定する申請書（法第104条の4第1項後段の申出に係るものに限る。）を公安委員会に提出する場合において、別表1に掲げる区分に従い当該警察署等を経由して法第101条第1項の規定による更新又は法第101条の2第1項の規定による更新の特例による申請と併せて申請を行うものであるとき。

（3） 施行規則第20条第1項に規定する届出書を公安委員会に提出する場合において、公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更するとき。

第24条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、別表1に掲げる運転免許試験場又は優良運転者免許更新センターを経由して申請を行う場合は、免許用写真の添付を要しないものとする。

別表1中

|               |   |                                                      |    |
|---------------|---|------------------------------------------------------|----|
| 申請先の方面管内の各警察署 | を | 申請先の方面管内の各警察署（ただし、書換え交付及び再交付の申請については、交付した方面管内の各警察署。） | に、 |
|               |   | 札幌運転免許試験場又は                                          |    |

札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター（優良運転者免許更新センターは、国外運転免許証の交付申請のみ適用する。）

札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署（優良運転者免許更新センターは、国外運転免許証の交付申請のみ適用する。）

を

優良運転者免許更新センター（優良運転者免許更新センターは、申請による免許の取消し、運転経歴証明書の申請及び国外運転免許証の交付申請を適用する。）

札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署（優良運転者免許更新センターは、申請による免許の取消し、運転経歴証明書の申請及び国外運転免許証の交付申請を適用する。）

に改める。

別表3中

|          |                                         |    |
|----------|-----------------------------------------|----|
| 一般国道38号  | 上川郡清水町南2条11丁目2番1地先から中川郡幕別町字明野204番11地先まで | を  |
| 一般国道38号  | 上川郡清水町南2条11丁目2番1地先から十勝郡浦幌町共栄91まで        | に、 |
| 一般国道231号 | 石狩市生振（生振高架橋）から石狩市新港南2丁目まで               | を  |
| 一般国道231号 | 石狩市生振（生振高架橋）から石狩市新港東2丁目161番1まで          | に、 |
| 一般国道234号 | 岩見沢市9条西11丁目6番1から苫小牧市字沼ノ端229番まで          | を  |
| 一般国道234号 | 岩見沢市9条西11丁目6番1から苫小牧市字沼ノ端229番まで          | に、 |

|          |                                               |
|----------|-----------------------------------------------|
| 一般国道234号 | 勇払郡早来町大町から勇払郡早来町栄町まで                          |
| 一般国道239号 | 紋別郡興部町字興部424から名寄市西4条南11丁目1番1まで                |
| 一般国道239号 | 紋別郡興部町字興部424から名寄市西4条南11丁目1番1まで                |
| 一般国道239号 | 士別市大通西6丁目から苫前郡苫前町字上平184番9まで                   |
| 一般国道274号 | 札幌市北区北34条西2丁目280番37から札幌市白石区流通センター1丁目227番272まで |
| 一般国道274号 | 札幌市北区北34条西2丁目280番37から札幌市厚別区上野幌3条2丁目1172番まで    |
| 一般国道275号 | 石狩郡当別町蕨岱3106から石狩郡当別町栄町48番23まで                 |
| 一般国道275号 | 石狩郡当別町栄町2389番2から樺戸郡新十津川町字中央71番8まで             |
| 一般国道275号 | 札幌市中央区北1条東13丁目1番2から雨竜郡幌加内町添牛内6243番まで          |
| 道道 小樽港線  | 小樽市有幌町97番地先から小樽市潮見台1丁目地先まで                    |
| 道道 小樽港線  | 小樽市潮見台1丁目地先から小樽市港町7番1地先まで                     |
| 道道 江別恵庭線 | 北広島市共栄地先から恵庭市西島松483番4地先まで                     |
| 道道 江別恵庭線 | 江別市高砂町地先から恵庭市西島松483番4地先                       |

を

に、

を

に、

を

に、

を

に、

を

|              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
|              | まで                                |
| 道道 江別恵庭線     | 恵庭市柏木地先から恵庭市戸磯581番41地先まで          |
| 道道 札幌当別線     | 石狩郡当別町ビトエ地先から石狩郡当別町字川下通地先まで       |
| 道道 札幌当別線     | 石狩郡当別町ビトエ地先から石狩郡当別町字川下通地先まで       |
| 道道 札幌当別線     | 札幌市北区あいの里4条8丁目1から札幌市東区伏古10条1丁目3まで |
| 道道 新富士停車場線   | 釧路市星が浦南1丁目地先から釧路市星が浦大通1丁目6番1地先まで  |
| 道道 新富士停車場線   | 釧路市新富士町地先から釧路市星が浦大通1丁目6番1地先まで     |
| 道道 釧路西港線     | 釧路市西港2丁目地先から釧路市星が浦南1丁目地先まで        |
| 道道 釧路西港線     | 釧路市西港2丁目地先から釧路市星が浦南1丁目地先まで        |
| 道道 札幌北広島環状線  | 札幌市北区新川3条20丁目1から札幌市北区新琴似町777まで    |
| 道道 札幌北広島環状線  | 江別市工栄町13番地先から江別市元江別850番地先まで       |
| 道道 三笠栗山線     | 三笠市岡山町1057番1地先から夕張郡栗山町湯池地先まで      |
| 道道 江別インター線   | 江別市元江別850番地先から江別市高砂町地先まで          |
| 道道 函館上磯線     | 函館市石川町52番18地先から北斗市七重浜6丁目390番5地先まで |
| 道道 苫小牧東インター線 | 苫小牧市字植苗427番16地先から苫小牧市字植苗          |

に、

を

に、

を

に、

を

に、

|             |                                              |
|-------------|----------------------------------------------|
|             | 653番 7 地先まで                                  |
| 道道 千歳鷗川線    | 勇払郡鷗川町字田浦177番地先から勇払郡鷗川町美幸町 3 丁目 5 番地先まで      |
| 道道 豊富浜頓別線   | 天塩郡豊富町字上サロベツ2544番38地先から天塩郡豊富町字上サロベツ1192番地先まで |
| 道道 釧路鶴居弟子屈線 | 釧路市若松町 2 番地先から釧路市鳥取大通 4 丁目地先まで               |
| 道道 湧洞豊頃停車場線 | 中川郡豊頃町湧洞32番 1 地先から中川郡豊頃町字ウシシュベツ949番地先まで      |

|          |                                              |
|----------|----------------------------------------------|
| 市道 大谷地本線 | 札幌市白石区流通センター 1 丁目 6 から札幌市白石区本通18丁目北 3 まで     |
| 市道 大谷地本線 | 札幌市白石区流通センター 5 丁目 1 から札幌市白石区流通センター 2 丁目 4 まで |

|          |                                          |
|----------|------------------------------------------|
| 市道 大谷地本線 | 札幌市白石区本通18丁目北 3 から札幌市白石区流通センター 2 丁目 1 まで |
|----------|------------------------------------------|

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 市道 埠頭幹線 | 稚内市末広 1 丁目 4 番から稚内市新港町まで |
|---------|--------------------------|

|              |                                      |
|--------------|--------------------------------------|
| 市道 埠頭幹線      | 稚内市末広 1 丁目 4 番から稚内市新港町まで             |
| 市道 中角山道路線    | 江別市工栄町21番 1 地先から江別市角山まで              |
| 市道 工栄 6 号道路線 | 江別市工栄町21番 1 地先から江別市角山まで              |
| 市道 江別恵庭線     | 恵庭市西島松から恵庭市柏木まで                      |
| 市道 花畔北八線     | 石狩市新港南 2 丁目725番 1 地先から石狩市新港南 2 丁目まで  |
| 市道 第 3 埠頭中央線 | 小樽市港町から小樽市港町 3 番地先まで                 |
| 市道 北浜通       | 稚内市中央 2 丁目1444番地先から稚内市中央 2 丁目11番地先まで |
| 市道 鳥取西通線     | 釧路市鳥取大通 6 丁目から釧路市鳥取南 6 丁目まで          |

改める。  
別記様式第17号を次のように改める。  
別記第17号様式（第15条関係）

第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

北 海 道 公 安 委 員 会 印

道路交通法第74条の 2 第 6 項の規定に基づき、あなたから選任届出のあった安全運転管理者を、次の理由により解任することを命じます。

副安全運転管理者

記

|                                                 |                                   |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 解 任 命 令 す る<br>安 全 運 転 管 理 者<br>副 安 全 運 転 管 理 者 | 勤務先<br>職務上の地位<br>氏名<br>年 月 日生（ 歳） |
| 理 由                                             |                                   |

告示  
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

き ----- り ----- と ----- り -----

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 交 付   | 年 月 日                     |
| 受 領 者 | 届出者との続柄<br>勤務先の名称<br>氏名 印 |

|   |   |   |        |    |   |
|---|---|---|--------|----|---|
| 取 | 扱 | 者 | 警察署 階級 | 氏名 | ㊟ |
|---|---|---|--------|----|---|

注 規格はA列4番縦長とする

別記様式第17号の次に次の1様式を加える。

別記第17号の2様式（第15条関係）

|                                                                |                     |            |
|----------------------------------------------------------------|---------------------|------------|
| 第 号                                                            | 解 任 命 令 書           | 年 月 日      |
| 殿                                                              | 方 面 公 安 委 員 会       | ㊟          |
| 道路交法第74条の2第6項の規定に基づき、あなたから選任届出のあった安全運転管理者を、次の理由により解任することを命じます。 |                     |            |
| 副安全運転管理者                                                       |                     |            |
| 記                                                              |                     |            |
| 解 任 命 令 す る<br>安 全 運 転 管 理 者<br>副 安 全 運 転 管 理 者                | 勤務先<br>職務上の地位<br>氏名 | 年 月 日生（ 歳） |
| 理 由                                                            |                     |            |

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ

|                                 |   |       |
|---------------------------------|---|-------|
| とができなくなります。                     |   |       |
| き ----- り ----- と ----- り ----- |   |       |
| 交                               | 付 | 年 月 日 |
| 受                               | 領 | 者     |
| 届出者との続柄<br>勤務先の名称               |   | 氏名 ㊟  |
| 取                               | 扱 | 者     |
| 警察署 階級                          |   | 氏名 ㊟  |

注 規格はA列4番縦長とする

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項第5号の改正規定は、平成18年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正後の道路交法施行細則（以下「新規則」という。）別表3に掲げる道路（この規則による改正前の道路交法施行細則別表3に掲げる道路を除く。）を通行した自動車についての新規則第10条の2の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、「3.8メートル」とする。

北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第8号

北海道個人情報保護条例の施行に関する公安委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、北海道公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第2条 条例第6条第1項の個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第6条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な提供先
- (2) 個人情報の処理形態
- (3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、北海道警察本部総務課総務課警察情報センター及び各方面本部の情報コーナー並びに各警察署の情報コーナーに備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める。

（個人情報開示請求書）

**第3条** 条例第15条第1項の開示請求書は、別記第2号様式の個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）によるものとする。

2 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の開示を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

（本人等の証明に必要な書類）

**第4条** 条例第15条第2項（条例第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって請求しようとする者の氏名及び住所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）とする。

(1) 運転免許証

(2) 健康保険の被保険者証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部長が認める書類

（郵送等による個人情報の開示の請求）

**第5条** 個人情報の開示を請求しようとする者は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）によりその請求をすることができる。

2 前項の場合において、開示を請求しようとする者は、開示請求書に併せて、前条各号に掲げる書類のうち複数のものの写し及び戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）を提出しなければならない。

（個人情報開示決定期間延長通知書）

**第6条** 条例第19条第3項の書面は、別記第3号様式の個人情報開示決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報開示決定通知書等）

**第7条** 条例第20条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書

によるものとする。

(1) 個人情報の開示をすることと決定したとき。 別記第4号様式の個人情報開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）

(2) 個人情報の開示をしないことと決定したとき。 別記第5号様式の個人情報非開示決定通知書

(3) 個人情報の一部について開示をすることと決定したとき。 別記第6号様式の個人情報一部開示決定通知書（以下「一部開示決定通知書」という。）

（個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

**第8条** 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

（個人情報不存在通知書）

**第9条** 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

**第10条** 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

**第11条** 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 開示請求年月日

(2) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

**第12条** 条例第25条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を公安委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることがで

きるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録(公安委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。)前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

(自己に関する個人情報の閲覧)

**第13条** 条例第25条第1項の規定により、個人情報記録されている公文書(電磁的記録を公安委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に取り扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 公安委員会は、前項の規定に違反した者に対しては、公文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付等)

**第14条** 公文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下「写し」という。)の交付部数は、開示の請求があった個人情報に係る公文書1件につき1部とする。

2 写しの作成方法は、警察本部長が定める。

(郵送等による写しの交付)

**第15条** 個人情報の開示の決定に係る通知を受けた者は、警察本部長が定めるところにより郵送等によって写しの交付を受けることを申し出ることができる。

(写しの交付に要する費用の納付)

**第16条** 条例第26条の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(口頭による開示請求)

**第17条** 公安委員会は、条例第27条第1項の規定により口頭による開示請求ができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭による開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第27条第2項の実施機関が別に定める方法は、個人情報を開示するために別に作成した文書の閲覧とする。

(個人情報訂正請求書)

**第18条** 条例第29条第1項の訂正請求書は、別記第12号様式の個人情報訂正請求書(以下「訂正請求書」という。)によるものとする。

2 条例第29条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

(訂正の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認)

**第19条** 公安委員会は、訂正の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(郵送等による個人情報の訂正の請求)

**第20条** 第5条の規定は、郵送等による個人情報の訂正の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「訂正」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「訂正を」と、「開示請求書」とあるのは「訂正請求書及び条例第29条第2項の書類等又はその写し並びに開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(個人情報訂正決定期間延長通知書)

**第21条** 条例第31条第3項の書面は、別記第13号様式の個人情報訂正決定期間延長通知書によるものとする。

(個人情報訂正決定通知書等)

**第22条** 条例第32条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 個人情報の訂正(一部の訂正をする場合を含む。次号において同じ。)をすることと決定したとき。 別記第14号様式の個人情報訂正決定通知書

(2) 個人情報の訂正をしないことと決定したとき。 別記第15号様式の個人情報非訂正決定通知書

(訂正請求事案移送通知書)

**第23条** 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(個人情報訂正実施通知書)

**第24条** 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

**第25条** 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書(以下「利用停止請求書」という。)によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

(利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認)

**第26条** 公安委員会は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

**第27条** 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

**第28条** 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

**第29条** 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1）個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書

（2）個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

（審査会に諮問した旨の通知）

**第30条** 条例第41条の通知は、別記第22号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知）

**第31条** 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

（1） 条例第42条第1号の決定をしたとき。 別記第23号様式の第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

（2） 条例第42条第2号の決定をしたとき。 別記第24号様式の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

**附 則**

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

|                       |           |          |       |
|-----------------------|-----------|----------|-------|
| 個 人 情 報 取 扱 事 務 登 録 簿 |           |          |       |
| 機 関 名                 | 公 安 委 員 会 |          |       |
| 登 録 年 月 日             | 年 月 日     | 事務の開始年月日 | 年 月 日 |
| 事 務 の 名 称             |           |          |       |
| 事 務 の 目 的             |           |          |       |

|                   |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務を担当する部課等        |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の対象者の範囲       |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個 人 情 報 の 記 録 項 目 | 基 本 的 事 項 | <input type="checkbox"/> 識別番号<br><input type="checkbox"/> 氏名<br><input type="checkbox"/> 住所<br><input type="checkbox"/> 本籍・国籍<br><input type="checkbox"/> 生年月日・年齢<br><input type="checkbox"/> 性別<br><input type="checkbox"/> 電話番号<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> | 家 庭 生 活                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> 家庭状況<br><input type="checkbox"/> 親族関係<br><input type="checkbox"/> 婚姻歴<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                      | 資 産 ・ 収 入                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <input type="checkbox"/> 資産状況<br><input type="checkbox"/> 収入状況<br><input type="checkbox"/> 納税状況<br><input type="checkbox"/> 取引状況<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
|                   |           | 心 身 の 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 社 会 生 活                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> 健康状態<br><input type="checkbox"/> 身体の特徴<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 職業・職歴<br><input type="checkbox"/> 学業・学歴<br><input type="checkbox"/> 資格<br><input type="checkbox"/> 賞罰<br><input type="checkbox"/> 成績・評価<br><input type="checkbox"/> 公的扶助<br><input type="checkbox"/> 趣味・し好<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> | 思 想 ・ 信 条 等                                                                                                                                                                                                                                      |
|                   |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | そ の 他                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                   | 個人情報の収集先  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <input type="checkbox"/> 本人<br><input type="checkbox"/> 本人以外(条例上の根拠：条例第7条第3項第 号該当)<br><div><input type="checkbox"/>実施機関内<br/><input type="checkbox"/>他の実施機関<br/><input type="checkbox"/>他の官公庁</div> <div><input type="checkbox"/>民間法人・団体<br/><input type="checkbox"/>私人<br/><input type="checkbox"/>その他</div> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の経常的な提供先      |           | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有<br><div><input type="checkbox"/>他の実施機関<br/><input type="checkbox"/>他の官公庁<br/><input type="checkbox"/>民間法人・団体</div> <div><input type="checkbox"/>私人<br/><input type="checkbox"/>その他</div>                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 個人情報の処理形態         |           | <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。（オンライン結合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有）<br><input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない（手書き処理）。                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 外部委託の有無           |           | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 備 考               |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                  |

注 規格は、A列4番縦長とする。



別記第2号様式（第3条、第5条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

北海道個人情報保護条例第14条第1項又は第2項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

|                                  |                                 |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容                   |                                 |
| 2 開示の区分(希望する開示方法の番号を○印で囲んでください。) | (1) 閲覧又は視聴 ( )<br>(2) 写しの交付 ( ) |

法定代理人による請求の場合には、次の3及び4の欄にも記入してください。

|                                         |          |            |
|-----------------------------------------|----------|------------|
| 3 本人の氏名及び住所                             | 氏 名      |            |
|                                         | 住 所      | 電話番号       |
| 4 本人の未成年者又は成年被後見人の別(該当する番号を○印で囲んでください。) | (1) 未成年者 | (2) 成年被後見人 |

次の5から9までの欄は、記入する必要がありません。

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 5 請求者の本人確認 | (1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証<br>(3) 旅券 (4) その他 ( ) |
| 6 請求資格確認   | (1) 法定代理人 ( ) (2) その他 ( )                      |
| 7 受付年月日    | 年 月 日                                          |
| 8 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線)                                 |

平成18年3月31日（金曜日）

北海道公報

号外第14号 9

|      |  |
|------|--|
| 9 備考 |  |
|------|--|

- 注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 電磁的記録の開示は録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。
- 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第6条関係）

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会

印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示をするかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

|                                 |                 |                                                                                      |  |
|---------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 1 請求に係る個人情報の内容                  |                 |                                                                                      |  |
| 2 北海道個人情報保護条例第19条第1項本文に規定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                                                      |  |
| 3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時           | 延長区分            | (1) 北海道個人情報保護条例第19条第1項ただし書<br>(2) 北海道個人情報保護条例第19条第2項本文<br>(3) 北海道個人情報保護条例第19条第2項ただし書 |  |
|                                 |                 |                                                                                      |  |

|             |      |       |
|-------------|------|-------|
| 期           | 理 由  |       |
|             | 決定時期 | 年 月 日 |
| 4 担 当 部 課 等 | 部    | 課     |
|             | 電話   | (内線)  |
| 5 備 考       |      |       |

注 規格は、A列4 番縦長とする。

別記第 4 号様式（第 7 条、第19条、第20条、第26条、第27条関係）  
個 人 情 報 開 示 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日  
様  
北海道公安委員会 印  
年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例  
第19条第 1 項の規定により、次のとおり開示をすることと決定したので、通知します。

|                    |     |         |           |
|--------------------|-----|---------|-----------|
| 1 請求に係る個人情報の<br>内容 |     |         |           |
| 2 開示の日時及び場所        | 日 時 | 年 月 日   | 午前 午後 時 分 |
|                    | 場 所 | 電話 (内線) |           |
| 3 担 当 部 課 等        | 部   | 課       |           |
|                    | 電話  | (内線)    |           |
| 4 備 考              |     |         |           |

- 注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示し、及び本人であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、注 2 の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 規格は、A列4 番縦長とする。

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

個 人 情 報 非 開 示 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会



年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例  
第19条第 1 項の規定により、次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 請求に係る個人情報の<br>内容  |                     |
| 2 開示をしない理由          | 北海道個人情報保護条例第 条第 号該当 |
| 3 開示をすることがで<br>きる期日 | 年 月 日               |
| 4 担 当 部 課 等         | 部 課                 |
|                     | 電話 (内線)             |
| 5 備 考               |                     |

1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 3の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第7条、第19条、第20条、第26条、第27条関係）  
個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日  
様  
北海道公安委員会 印  
年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部の開示をすることと決定したので、通知します。

|                     |     |                     |   |   |           |
|---------------------|-----|---------------------|---|---|-----------|
| 1 請求に係る個人情報の内容      |     |                     |   |   |           |
| 2 開示の日時及び場所         | 日 時 | 年                   | 月 | 日 | 午前 午後 時 分 |
|                     | 場 所 | 電話 (内線)             |   |   |           |
| 3 開示をしない部分の概要及びその理由 | 概 要 |                     |   |   |           |
|                     | 理 由 | 北海道個人情報保護条例第 条第 号該当 |   |   |           |

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 4 開示をしない部分の開示をすることができる期日 | 年 月 日          |
| 5 担 当 部 課 等              | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                    |                |

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示し、及び本人であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

4 4の欄は、開示をしない部分について開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第8条関係）  
個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道公安委員会



年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容 |                    |
| 2 存否を明らかにしない理由 | 北海道個人情報保護条例第18条に該当 |
| 3 担 当 部 課 等    | 部 課                |
|                | 電話 (内線)            |
| 4 備 考          |                    |

- この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第9条関係）

個 人 情 報 不 存 在 通 知 書

第 号

年 月 日

様

北海道公安委員会



年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

|                |         |
|----------------|---------|
| 1 請求に係る個人情報の内容 |         |
| 2 不 存 在 の 理 由  |         |
| 3 担 当 部 課 等    | 部 課     |
|                | 電話 (内線) |
| 4 備 考          |         |

- この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第9号様式（第10条関係）

開 示 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会



年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

|                                       |                           |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容                        |                           |
| 2 移送をした理由                             |                           |
| 3 移送をした日                              | 年 月 日                     |
| 4 移送をした実施機関<br>(公安委員会)の担当<br>部課等      | 部 課<br>電話 (内線)            |
| 5 移送を受けた実施機<br>関及び当該実施機関に<br>おける担当部課等 | 実施機関<br>( 部 課)<br>電話 (内線) |
| 6 備考                                  |                           |

注1 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うこと  
になります。不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式 (第11条関係)

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会



北海道個人情報保護条例に基づき、 年 月 日に次のとおり  
に関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情  
報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の  
開示決定に係る意見書」により、 年 月 日までに御返送ください。

|                                           |                              |
|-------------------------------------------|------------------------------|
| 1 開示請求に係る個人<br>情報に含まれている<br>に<br>関する情報の内容 |                              |
| 2 北海道個人情報保護<br>条例第17条により開示<br>をする理由       |                              |
| 3 意見書の提出先<br>(担当部課等)                      | (〒 - ) 部 課<br>電話 (内線)<br>FAX |
| 4 備考                                      |                              |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別紙

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

北海道公安委員会様

住 所  
氏 名

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 1 開示請求に係る個人情<br>報に含まれている<br>に関する情報の内容 |  |
|                                       |  |

|                       |                   |   |   |
|-----------------------|-------------------|---|---|
| 2 開示決定に対する<br>反対意思の有無 |                   | 有 | 無 |
| 3 意見                  | 開示されると<br>支障がある部分 |   |   |
|                       | 開示されると<br>支障がある理由 |   |   |

注 1 2 の欄は、該当する方を○印で囲んでください。  
なお、2 の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3 の欄に意見を具体的に記載してください。  
2 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第11号様式（第11条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

年 月 日付けの に関する情報が含まれている個人情報  
の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

|                          |         |   |   |
|--------------------------|---------|---|---|
| 1 開示請求に係る個人<br>情報に含まれている |         |   |   |
| に関する情報の内容                |         |   |   |
| 2 開示決定年月日及び<br>番号        | 年 月 日付け | 第 | 号 |
| 3 開示決定をした理由              |         |   |   |

|             |                |
|-------------|----------------|
| 4 開示を実施する日  | 年 月 日          |
| 5 担 当 部 課 等 | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考       |                |

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。  
2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1 による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第12号様式（第18条、第20条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住 所  
氏 名  
連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第28条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同条例第14条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 1 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 |
| 2 訂正を求める箇所            |       |
| 3 訂正を求める内容            |       |

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

|                                         |          |            |
|-----------------------------------------|----------|------------|
| 4 本人の氏名及び住所                             | 氏 名      |            |
|                                         | 住 所      | 電話番号       |
| 5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。） | (1) 未成年者 | (2) 成年被後見人 |

次の6から10までの欄は、記入する必要がありません。

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 6 請求者の本人確認 | (1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証<br>(3) 旅券 (4) その他 ( ) |
| 7 請求資格確認   | (1) 法定代理人 ( ) (2) その他 ( )                      |
| 8 受付年月日    | 年 月 日                                          |
| 9 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線)                                 |
| 10 備考      |                                                |

注1 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

3 開示を受けたことの確認に必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。

4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第21条関係）

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会

年 月 日訂正請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正をするかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

|                               |                 |                                                        |  |
|-------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------|--|
| 1 訂正請求に係る個人情報内容               |                 |                                                        |  |
| 2 北海道個人情報保護条例第31条第1項に規定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                        |  |
| 3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期        | 延長区分            | (1) 北海道個人情報保護条例第31条第2項本文<br>(2) 北海道個人情報保護条例第31条第2項ただし書 |  |
|                               | 理 由             |                                                        |  |
|                               | 決定時期            | 年 月 日                                                  |  |
| 4 担当部課等                       | 部 課<br>電話 (内線)  |                                                        |  |
| 5 備考                          |                 |                                                        |  |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第22条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

年 月 日訂正請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定したので、通知します。

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 1 訂正を求めた箇所及び内容                 |                |
| 2 訂正をする箇所及び内容                  |                |
| 3 訂正年月日                        | 年 月 日          |
| 4 一部訂正をする理由<br>(一部訂正をするときのみ記入) |                |
| 5 担当部課等                        | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備考                           |                |

1 この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴え

を提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第15号様式（第22条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

年 月 日訂正請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

|            |                |
|------------|----------------|
| 1 訂正を求めた箇所 |                |
| 2 訂正をしない理由 |                |
| 3 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線) |
| 4 備考       |                |

1 この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。



注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第16号様式（第23条関係）

訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

|                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| 1 訂正請求に係る個人情報の内容              |                     |
| 2 移送をした理由                     |                     |
| 3 移送をした日                      | 年 月 日               |
| 4 移送をした実施機関（公安委員会）の担当部課等      | 部 課<br>電話 (内線)      |
| 5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等 | 実施機関 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                         |                     |

注1 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第17号様式（第24条関係）

個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

年 月 日付けで提供をした個人情報について、北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 提供をした個人情報の内容 |                |
| 2 訂正をした箇所及び内容  |                |
| 3 訂正年月日        | 年 月 日          |
| 4 担当部課等        | 部 課<br>電話 (内線) |
| 5 備 考          |                |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式（第25条、第27条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道公安委員会 様

住 所  
氏 名  
連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同条例第14条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 |
| 2 利用停止を求める箇所            |       |
| 3 利用停止を求める内容及び理由        |       |

法定代理人による請求の場合には、次の 4 及び 5 の欄にも記入してください。

|                                         |          |            |
|-----------------------------------------|----------|------------|
| 4 本人の氏名及び住所                             | 氏 名      |            |
|                                         | 住 所      | 電話番号       |
| 5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。） | (1) 未成年者 | (2) 成年被後見人 |

次の 6 から 10 までの欄は、記入する必要はありません。

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 6 請求者の本人確認 | (1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証<br>(3) 旅券 (4) その他 ( ) |
| 7 請求資格確認   | (1) 法定代理人 ( ) (2) その他 ( )                      |
| 8 受付年月日    | 年 月 日                                          |
| 9 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線)                                 |
| 10 備考      |                                                |

注 1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。  
2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注 1 の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。  
3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。  
4 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第19号様式（第28条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会

印

年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

|                                 |                 |                                                            |  |
|---------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------|--|
| 1 利用停止請求に係る個人情報の内容              |                 |                                                            |  |
| 2 北海道個人情報保護条例第38条第 1 項に規定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                            |  |
| 3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期          | 延長区分            | (1) 北海道個人情報保護条例第38条第 2 項本文<br>(2) 北海道個人情報保護条例第38条第 2 項ただし書 |  |
|                                 | 理 由             |                                                            |  |
|                                 | 決定時期            | 年 月 日                                                      |  |
| 4 担当部課等                         | 部 課<br>電話 (内線)  |                                                            |  |
| 5 備考                            |                 |                                                            |  |

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 1 利用停止を求めた箇所及び内容               |                |
| 2 利用停止をする箇所及び内容                |                |
| 3 利用停止年月日                      | 年 月 日          |
| 4 一部利用停止をする理由（一部利用停止をするときのみ記入） |                |
| 5 担当部課等                        | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備考                           |                |

1 この利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴え

を提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

個人情報非利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 1 利用停止を求めた箇所 |                |
| 2 利用停止をしない理由 |                |
| 3 担当部課等      | 部 課<br>電話 (内線) |
| 4 備考         |                |

1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経

過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第22号様式（第30条関係）

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

年 月 日付けの不服申立て（異議申立て・審査請求）について、北海道個人情報保護条例第40条の規定により次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、通知します。

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 1 不服申立てに係る個人情報内容及び決定 |                |
| 2 不服申立ての内容           |                |
| 3 諮問をした日             | 年 月 日          |
| 4 担当部課等              | 部 課<br>電話 (内線) |
| 5 備考                 |                |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第23号様式（第31条関係）

第三者の異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

に関する情報が含まれている個人情報について、異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|                                               |                |
|-----------------------------------------------|----------------|
| 1 異議申立てに係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、異議申立人が非開示を求めた情報） |                |
| 2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報                       |                |
| 3 異議申立てに対する決定（却下又は棄却する決定）の理由                  |                |
| 4 開示を実施する日                                    | 年 月 日          |
| 5 担当部課等                                       | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備考                                          |                |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第24号様式（第31条関係）

異議申立てに係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道公安委員会 

に関する情報が含まれている個人情報について、年 月 日付け

第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る異議申立てに対する決定により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|                                                                |                |
|----------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 異議申立てに係る個人情報（非開示とした個人情報のうち、異議申立て人が開示を求めた情報）のうち<br><br>に関する情報 |                |
| 2 1 に記録された個人情報のうち、開示する情報                                       |                |
| 3 異議申立てに対する決定（原処分を変更する決定）の理由                                   |                |
| 4 開示を実施する日                                                     | 年 月 日          |
| 5 担 当 部 課 等                                                    | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                                                          |                |

注 規格は、A列4番縦長とする。

放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日  
北海道公安委員会委員長 矢 吹 徹 雄

北海道公安委員会規則第9号

放置違反金に係る納付、督促及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する規則（通則）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第4項の規定に基づく放置違反金の納付の命令、同条第13項に基づく督促及び延滞金の徴収並びに同条第14項に基づく滞納処分に関しては、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（納付の命令）

第2条 公安委員会は、法第51条の4第4項の規定による放置違反金の納付を命令（以下「納付命令」という。）する場合は、放置違反金納付命令書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 放置違反金納付命令書により指定する納付の期限は、放置違反金納付命令書を発出する日から起算して20日以内の日とする。ただし、納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とする（以下、この規則において期限を定めた場合はこの例によるものとする。）。

（弁明の機会の付与）

第3条 公安委員会は、法第51条の4第6項の規定による弁明の機会を付与する場合は、弁明通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 弁明通知書により指定する相当の期間は、弁明通知書を発出する日から14日以内の日とする。

（仮納付金の返還）

第4条 公安委員会は、法第51条の4第12項による仮納付をした者について納付命令をしないこととした場合は、仮納付金返還通知書（別記第3号様式）により通知し、仮納付金返還申出書（別記第4号様式）を徴した上で、当該仮納付に係る金額を返還するものとする。（納付命令の取消し）

第5条 公安委員会は、法第51条の4第17項の規定による納付命令を取り消したときは、放置違反金納付命令取消通知書（甲）（別記第5号様式）により通知するものとする。ただし、この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金及び延滞金（以下「放置違反金等」という。）が納付され、又は徴収されているときは、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（甲）（別記第6号様式）により通知し、放置違反金還付申出書（別記第7号様式）を徴した上で、当該放置違反金等に相当する金額を還付するものとする。

2 公安委員会は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立て、審査請求に対する決定、裁決又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟に対する取り消しの判決があった場合に納付命令を取り消した旨の通知を行うときは、放置違反金納付命令取消通知書（乙）（別記第8号様式）により通知するものとする。ただし、この場合において、既に当該納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（乙）（別記第9号様式）により通

知し、放置違反金還付申出書を徴した上で、当該放置違反金等に相当する金額を還付するものとする。

（督促）

**第 6 条** 公安委員会は、法第51条の 4 第13項の規定による督促をするときは、放置違反金の納付の期限経過後30日以内に督促状（別記第10号様式）により納付すべき期限を指定して行うものとする。

2 前項の規定による督促状によって指定する期限は、督促状を発する日から起算して14日以内の日とする。

（延滞金）

**第 7 条** 公安委員会は、前条第 1 項の規定による督促をした場合においては、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、その金額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 前項の規定による延滞金の全額が500円未満であるとき、又は延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数額を切り捨てるものとする。

（延滞金の減免）

**第 8 条** 公安委員会は、放置違反金の納付命令を受けた者（以下「納付義務者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、延滞金を減免することができるものとする。

- (1) 災害により著しく資力を喪失したと認めたとき。
- (2) 納付義務者の責によらない事由により納付が遅延したとき。
- (3) その他納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めたとき。

（滞納処分）

**第 9 条** 公安委員会は、第 7 条の規定による督促に係る放置違反金等が納付すべき期限までに完納されない場合は、督促状の指定期限後100日目までに滞納処分に着手するものとする。

2 放置違反金等の滞納処分に関する事務は、警察職員のうちから指定した者に行わせるものとする。

3 前項の規定による指定を受けた職員が滞納処分のため財産の差押えを行う場合においては、滞納処分執行者証票（別記第11号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示するものとする。

**附 則**

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

**別記第 1 号様式**（第 2 条関係）

第

号

年

月

日

放置違反金納付命令書

殿

公安委員会

あなたに対し、道路交通法第51条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知書により下記の納付期限までに納付してください。

記

|               |                                                                                                                 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 命 令 の 件 名     | 放置違反金の納付命令に関する件(第 - - - 号)                                                                                      |
| 放 置 違 反 金 の 額 | 放置違反金 円                                                                                                         |
| 納 付 の 期 限     | 年 月 日まで                                                                                                         |
| 納 付 の 場 所     | 納入通知書記載の金融機関                                                                                                    |
| 納 付 命 令 の 理 由 | あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり放置車両と認められたこと。<br>○ 違反日時 年 月 日 時 分 ころ<br>○ 違反場所 付近道路<br>○ 違反車両番号<br>○ 違反態様<br>道路交通法第 条第 項違反 |

- この処分不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会（北海道警察本部交通部交通指導課経由）に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）
- この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。  
なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 注 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一車両につき、繰返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限を受けることがあります。
- 3 放置違反金は、必ず納付の期限までに納付してください。ただし、納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の 1 月 3 日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。

照 会 先

〒 -

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第3条関係）

（表）

第 年 月 日

弁 明 通 知 書

殿

公安委員会

あなたに対する下記の事実を原因とする、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、下記のとおり行いますので通知します。

なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続きを終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

|                            |                                                                                                                       |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| この弁明通知書の番号                 | 第 - - - 号                                                                                                             |
| 弁 明 の 件 名                  | 放置違反金の納付命令に関する件(第 - - - 号)                                                                                            |
| 予定される納付命令の内容               | 金 円 の放置違反金の納付命令                                                                                                       |
| 根拠となる法令の条項                 | 道路交通法第51条の4第4項                                                                                                        |
| 納 付 命 令 の<br>原 因 と な る 事 実 | あなたが使用する下記の車両が、下記のとおり放置車両と認められたこと。<br>○ 違反日時 年 月 日 時 分 ころ<br>○ 違反場所 付近道路<br>○ 違反車両番号<br>○ 違反態様<br>道路交通法第 条第 項違反       |
| 弁 明 書 の 提 出 先              | 公安委員会 ( 課 係担当)                                                                                                        |
| 弁 明 書 の 提 出 期 限            | 年 月 日                                                                                                                 |
| 備 考                        | 年 月 日までに、上記違反について違反行為をした者が道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。 |

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡がとれる電話番号等）、弁明の

件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。

2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

3 弁明書は、必ず提出期限までに提出してください。ただし、提出期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を提出の期限とします。

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

- 1 早期に手続きを終結させたい方へ（仮納付制度）
- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続きを終結させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金とみなされますので（道路交通法第51条の4第11項）、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続きを行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額の金額は返還されます（道路交通法第51条の4第12項）。
- 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所
- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。ただし、仮納付の期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。
- なお、仮納付の期限経過後は、同封の納付書による納付はできません。
- (2) 仮納付の場所は、納付書記載の金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。納付書の第1片は、領収書としてあなたに渡されます。
- なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所 公安委員会の掲示板（北海道 所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照 会 先

〒   —

電話

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

（表）

|                                                                                                                                                                                                                  |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 第                                                                                                                                                                                                                | 号 |
| 年                                                                                                                                                                                                                | 月 |
| 日                                                                                                                                                                                                                |   |
| 仮 納 付 金 返 還 通 知 書                                                                                                                                                                                                |   |
| 殿                                                                                                                                                                                                                |   |
| 公安委員会                                                                                                                                                                                                            |   |
| あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件（第   —   —   —   号）」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の 4 第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還申出書」を、裏面の仮納付金返還申出書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。 |   |
| 記                                                                                                                                                                                                                |   |
| 理                                                                                                                                                                                                                | 由 |

|   |   |
|---|---|
|   |   |
| 金 | 額 |
|   | 円 |

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

（裏）

|                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮納付金返還申出書記載要領                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A、B の受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。                                                                                                                                                                                                                 |
| 1   口座振り込みを希望の方・・・【A を○で囲まれた方】<br>下記の事項を記載してください。<br>(1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）<br>(2) 振込口座名（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります。）。<br>なお、手続を済ませ次第「支払通知書」をお送りしますが、あなたの指定した金融機関店舗に振込ができないときは、下記 2 の方法による支払をする場合がありますから、そのときは、2 の方法によりお受け取りください。 |
| 2   郵便局又は銀行払い渡しを希望の方・・・【B を○で囲まれた方】<br>(1) あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。<br>(2) 受け取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明を持参してください。<br>※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。                                                                  |



|       |   |    |     |
|-------|---|----|-----|
| 照 会 先 |   |    |     |
| 〒     | — | 本部 | 課 係 |
| 電話    |   |    |     |

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

|                   |                                       |    |               |
|-------------------|---------------------------------------|----|---------------|
| 仮 納 付 金 返 還 申 出 書 |                                       |    |               |
| 殿                 |                                       |    |               |
| 年 月 日             |                                       |    |               |
| 〒 —               |                                       |    |               |
| 住 所               |                                       |    |               |
| 電話（ ） —           |                                       |    |               |
| 氏 名 印             |                                       |    |               |
| 金 額               | ¥                                     | 円  | 番 号 第 — — — 号 |
| A                 | 上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込の取扱いをされたく申出します |    |               |
|                   | 記                                     |    |               |
|                   | 1 振込先金融機関店舗名                          | 銀行 | 支店            |
|                   | 2 振込口座名（カタカナ）                         |    |               |
|                   | （普通・当座）口座番号                           |    |               |

|   |                                                                           |
|---|---------------------------------------------------------------------------|
| B | 上記金額について、私の希望する郵便局又は銀行で受取りの取扱いをされたく申出します<br>希望郵便局又は銀行<br>(支店名まで記入をお願いします) |
|---|---------------------------------------------------------------------------|

※ 住所は、郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は、携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 5 号様式（第 5 条関係）

|                                                                                |   |
|--------------------------------------------------------------------------------|---|
| 第 号                                                                            |   |
| 年 月 日                                                                          |   |
| 放置違反金納付命令取消通知書（甲）                                                              |   |
| 殿                                                                              |   |
| 公安委員会                                                                          |   |
| あなたに対する放置違反金納付命令（第 — — — 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。 |   |
| 記                                                                              |   |
| 理                                                                              | 由 |

|   |   |
|---|---|
|   |   |
| 金 | 円 |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

（表）

第 年 月 日

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（甲）

殿

公安委員会

あなたに対する放置違反金納付命令（第 ー ー ー 号）については、  
下記の理由により取り消しましたので、道路交通法第51条の4 第17項の規定により  
通知します。また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封  
の「放置違反金還付申出書」を、裏面の放置違反金還付申出書記載要領に従って記  
入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

|     |   |
|-----|---|
| 理 由 |   |
| 金 額 | 円 |

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

放置違反金還付申出書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A、Bの受領方法のいずれか一つを選択し、  
番号を○で囲んでください。

1 口座振り込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】  
下記の事項を記載してください。  
(1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）  
(2) 振込口座名（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入し  
てください（請求者ご本人の口座に限ります。）。  
なお、手続を済ませ次第「支払通知書」をお送りしますが、あなたの指定した金融機  
関店舗に振込ができないときは、下記2の方法による支払をする場合がありますから、  
そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 郵便局又は銀行払い渡しを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】  
(1) あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りします  
ので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お

受け取りください。

(2) 受け取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明を持参してください。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

|       |   |    |     |
|-------|---|----|-----|
| 照 会 先 |   |    |     |
| 〒     | — | 本部 | 課 係 |
| 電話    |   |    |     |

別記第7号様式（第5条関係）

放 置 違 反 金 還 付 申 出 書

殿

年 月 日

〒 —

住 所

電話（ ） —

氏 名 印

|     |   |   |     |           |
|-----|---|---|-----|-----------|
| 金 額 | ¥ | 円 | 番 号 | 第 — — — 号 |
|-----|---|---|-----|-----------|

上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込の取扱いをされたく申出し

ます

記

|   |               |    |    |
|---|---------------|----|----|
| A | 1 振込先金融機関店舗名  | 銀行 | 支店 |
|   | 2 振込口座名（カタカナ） |    |    |
|   | （普通・当座）口座番号   |    |    |

B 上記金額について、私の希望する郵便局又は銀行で受取りの取扱いをされたく申出します

希望郵便局又は銀行  
（支店名まで記入をお願いします）

※ 住所は、郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は、携帯電話等昼間に連絡がとれる番号を記載してください。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第8号様式（第5条関係）

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令取消通知書（乙）

殿

公安委員会

あなたに対する放置違反金納付命令（第 — — — 号）については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

|   |   |   |
|---|---|---|
| 理 | 由 |   |
| 金 | 額 | 円 |

注 規格は、A列 4 番縦長とする。

別記第 9 号様式（第 5 条関係）

（表）

第 年 月 日

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（乙）

殿

公安委員会

あなたに対する放置違反金納付命令（第 ー ー ー 号）については、下記の理由により取り消しましたので通知します。また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付申出書」を、裏面の放置違反金還付申出書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

|   |   |   |
|---|---|---|
| 理 | 由 |   |
| 金 | 額 | 円 |

注 規格は、A列 4 番縦長とする。

（裏）

放置違反金還付申出書記載要領

住所、氏名、電話番号を記入し、押印の上、A、Bの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。

1 口座振り込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】  
下記の事項を記載してください。  
(1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）  
(2) 振込口座名（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入し

てください（請求者ご本人の口座に限ります。）。

なお、手続を済ませ次第「支払通知書」をお送りしますが、あなたの指定した金融機関店舗に振込ができないときは、下記2の方法による支払をする場合がありますから、そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 郵便局又は銀行払い渡しを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

(1) あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。

(2) 受け取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分証明を持参してください。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

|       |   |    |     |
|-------|---|----|-----|
| 照 会 先 |   |    |     |
| 〒     | — | 本部 | 課 係 |
| 電話    |   |    |     |

別記第10号様式（第6条関係）

（表）

|       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 第     | 年 | 月 | 号 |
| 日     |   |   |   |
| 殿     |   |   |   |
| 公安委員会 |   |   |   |
| 督促状   |   |   |   |

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限（ 年 月 日）を経過しても未だ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので御了承願います。

記

| 年度 | 違反番号    | 放置違反金 | 延滞金 |
|----|---------|-------|-----|
|    | 第 — — 号 | 円     | 円   |

| 指定納付期限 | 年 月 日まで                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 納付場所   | <input type="radio"/> 北海道指定金融機関及び収納代理金融機関<br><input type="radio"/> 北海道内郵便局<br><input type="radio"/> 北海道警察本部、各方面本部及び全道各警察署の会計課 |

1 この処分に対する不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会（北海道警察本部交通部交通指導課経由）に対し書面をもって異議申立て（方面公安委員会の行った処分については審査請求）をすることができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）

2 この処分に対する取消訴訟を提起する場合には、この処分があったことを知った日（上記の異議申立て又は審査請求をしたときは、当該異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しを求める訴えを提起することができます。

なお、処分、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納入通知書を使用せず、同封した納入通知書により上記納付場所のいずれかの窓口でお納めください。（納入通知書の納入期限は、当初の期限となっていますが、金融機関等で納付することができます。）

なお、納付した場合には、領収証書が当該放置違反金を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検拒否を受けた場合等の際に提示してください。

3 本状の指定納付期限の翌日から起算して、納付をした日までの日数に応じて、延滞金が徴収されます。詳しくは、裏面をご覧ください。

4 放置違反金は、必ず指定納付期限までに納付してください。ただし、指定納付期限が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）に当たる場合は、これらの日の前日を納付の期限とします。

|       |   |
|-------|---|
| 照 会 先 |   |
| 〒     | — |

電話

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

延滞金の算出について

北海道における延滞金についての算出方法及び端数の処理については、下記のとおりです。

記

1 延滞金の算出方法

放置違反金の額

×

10.75%

÷

365

×

滞納日数

=

延滞金

(1)

(2)

(3)

(4)

- (1) 放置違反金の額は、表面の放置違反金欄に記載している額。
- (2) 10.75%は、延滞金の年率。
- (3) 365は、1年間の日数。
- (4) 滞納日数は、督促状による指定納付期限の翌日から起算して、放置違反金を納付した日までの日数。

※ 算出した延滞金の額が500円未満の場合は、支払の必要はありません。

2 端数の処理

100円未満の端数は、切り捨てになります。

（例）延滞金算出の結果599円となった場合、99円は切り捨てられ、延滞金の額は500円となります。

別記第11号様式（第9条関係）

（表）

第 号

滞納処分執行者証票

写真貼付欄

所 属  
官 職  
氏 名

年 月 日生

年 月 日交付

〇〇〇公安委員会 印

90.0

（裏）

この証票は、道路交通法第51条の4第13項、第14項、第51条の5第1項、第2項又は北海道放置違反金の納付命令、弁明通知、督促及び滞納処分並びに延滞金に関する規則第10条の規定による放置違反金等の滞納処分に関し、質問、検査若しくは搜索又は差押えを行う執行者であることを証明するものである。

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

北海道警察本部告示第51号

夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年 3 月31日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

夏期冬道安全運転講習実施規程の一部を改正する規程

夏期冬道安全運転講習実施規程（平成 2 年北海道警察本部告示第25号）の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書を削る。

第 8 条中「講習日数」を「講習期間」に改める。

別表 2 を次のように改める。

別表 2 （第 8 条関係）

夏期冬道安全運転講習会場の講習体制基準

| 区分<br>会場 | 講習期間                     | 受講者数 | 講習指導<br>員の配置 | 技能講習<br>車の配置 | 備 考                                      |
|----------|--------------------------|------|--------------|--------------|------------------------------------------|
| 札 幌      | おおむね 4<br>月から10月ま<br>での間 | 108人 | 3 人          | 6 台          | 1 日当たりの講習回数<br>は、平日の午前及び午後<br>の各 3 回とする。 |
| 函 館      |                          | 24人  | 1 人          | 2 台          | 1 日当たりの講習回数<br>は、平日の午前及び午後<br>の各 2 回とする。 |
| 旭 川      |                          | 24人  | 1 人          | 2 台          |                                          |
| 釧 路      |                          | 24人  | 1 人          | 2 台          |                                          |
| 帯 広      |                          | 24人  | 1 人          | 2 台          |                                          |
| 北 見      |                          | 24人  | 1 人          | 2 台          |                                          |

注 受講者数は、1 日当たりの受講可能人員である。

附 則

この規程は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

北海道警察本部告示第52号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第 23号）の一部を次のように改正し、平成18年 3 月31日から施行する。

別表札幌方面静内警察署の項中

|     |  |     |                             |                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|--|-----|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駅 前 |  |     | 静内郡静内町<br>本町 5 丁目 1<br>番13号 | 静内郡静内町山手町及び本町の 1 丁目<br>から 5 丁目まで、古川町、木場町、海<br>岸町及び旭町の 1 丁目及び 2 丁目、こ<br>うせい町、高砂町及び末広町の 1 丁目<br>から 3 丁目まで、吉野町、ときわ町、<br>中野町及び青柳町の 1 丁目から 4 丁目<br>まで、御幸町 1 丁目から 6 丁目まで、<br>緑町 1 丁目から 8 丁目まで、入船町、<br>駒場、花園、柏台、清水丘、神森、字<br>目名並びに字真歌 |
|     |  | 東静内 | 同<br>字東静内102<br>番地          | 同 字東静内、字川合、字西<br>川および字浦和                                                                                                                                                                                                      |
|     |  | 御 園 | 同<br>字御園111番<br>地           | 同 字御園、字田原、字豊<br>畑、字農屋および字高見                                                                                                                                                                                                   |
|     |  | 三 石 | 三石郡三石町<br>字旭町245番<br>地      | 三石郡三石町字本町、字港町、字旭<br>町、字越海町、字西蓬萊および字東蓬<br>萊                                                                                                                                                                                    |
|     |  | 本 桐 | 同<br>字本桐221番<br>地           | 同 字本桐、字美野和、字梟<br>舞、字蓬栄、字福畑、字富沢および字<br>豊岡                                                                                                                                                                                      |
|     |  | 春 立 | 静内郡静内町<br>字春立192番<br>地      | 同 字西端ならびに静内郡静<br>内町字春立および東別                                                                                                                                                                                                   |
|     |  | 歌 笛 | 三石郡三石町<br>字歌笛第 1 町<br>内     | 三石郡三石町字歌笛、稲見、川上、清<br>瀬および美河                                                                                                                                                                                                   |

|  |  |  |  |                   |
|--|--|--|--|-------------------|
|  |  |  |  | 日高郡新ひだか町静内山手町及び静内 |
|--|--|--|--|-------------------|

|     |  |     |                                  |                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|--|-----|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駅 前 |  |     | 日高郡新ひだ<br>か町静内本町<br>5丁目1番13<br>号 | 本町の1丁目から5丁目まで、静内古<br>川町、静内木場町、静内海岸町及び静<br>内旭町の1丁目及び2丁目、静内こう<br>せい町、静内高砂町及び静内末広町の<br>1丁目から3丁目まで、静内吉野町、<br>静内ときわ町、静内中野町及び静内青<br>柳町の1丁目から4丁目まで、静内御<br>幸町1丁目から6丁目まで、静内緑町<br>1丁目から8丁目まで、静内入船町、<br>静内駒場、静内花園、静内柏台、静内<br>清水丘、静内神森、静内目名並びに静<br>内真歌 |
|     |  | 東静内 | 同 東 静 内<br>102番地                 | 同 東静内、静内川合、<br>静内西川及び静内浦和                                                                                                                                                                                                                  |
|     |  | 御 園 | 同 静内御園<br>111番地                  | 同 静内御園、静内田<br>原、静内豊畑、静内農屋及び静内高見                                                                                                                                                                                                            |
|     |  | 三 石 | 同 三石旭町<br>245番地                  | 同 三石本町、三石港<br>町、三石旭町、三石越海町、三石西蓬<br>菜及び三石東蓬菜                                                                                                                                                                                                |
|     |  | 本 桐 | 同 三石本桐<br>221番地                  | 同 三石本桐、三石美野<br>和、三石梟舞、三石蓬栄、三石福畑、<br>三石富澤及び三石豊岡                                                                                                                                                                                             |
|     |  | 春 立 | 同 静内春立<br>192番地                  | 同 三石西端、静内春立<br>及び静内東別                                                                                                                                                                                                                      |
|     |  | 歌 笛 | 同 三石歌笛<br>40番地の2                 | 同 三石歌笛、三石稲<br>見、三石川上、三石清瀬及び三石美河                                                                                                                                                                                                            |

改め、同表北見方面網走警察署の項中

|       |                  |         |
|-------|------------------|---------|
| 女 満 別 | 網走郡女満別<br>町西3条3丁 | 網走郡女満別町 |
|-------|------------------|---------|

|       |                |         |   |
|-------|----------------|---------|---|
|       | 目1番23号         |         | を |
| 東 藻 琴 | 網走郡東藻琴村366番地の1 | 網走郡東藻琴村 |   |

|       |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |
|-------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 女 満 別 | 網走郡大空町女満別西3条3丁目1番23号 | 網走郡大空町女満別西1条から女満別西3条まで及び女満別公園の1丁目から6丁目まで、女満別西4条1丁目から5丁目まで、女満別西5条2丁目から5丁目まで、女満別西6条3丁目から5丁目まで、女満別西7条4丁目及び5丁目、女満別東1条及び女満別本通の1丁目から6丁目まで（2丁目欠）、女満別東2条1丁目から6丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、女満別夕陽台、女満別東陽及び女満別眺湖台の1丁目から3丁目まで、女満別湖畔1丁目から4丁目まで、女満別本郷、女満別住吉、女満別豊里、女満別公園通、女満別昭和、女満別湖南、女満別朝日、女満別中央、女満別大東、女満別巴沢、女満別大成、女満別開陽並びに女満別日新 | に改める。 |
|       |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |
| 東 藻 琴 | 同 東 藻 琴366番地の1       | 同 東藻琴東区、東藻琴西区、東藻琴南区、東藻琴中央区、東藻琴北一区及び北二区、東藻琴上東、東藻琴旭台、東藻琴大進、東藻琴新富、東藻琴明生、東藻琴千草、東藻琴福富、東藻琴西倉、東藻琴末広、東藻琴山園、東藻琴清浦並びに東藻琴栄                                                                                                                                                                                        |       |

北海道警察本部告示第53号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3 月31日



別表札幌方面赤歌警察署の項中

|       |  |     |                  |                                                                                                                                                                      |
|-------|--|-----|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駅 前   |  |     | 赤平市泉町 1 丁目 1 番地  | 赤平市泉町及び大町の 1 丁目から 4 丁目まで、錦町、東大町及び本町の 1 丁目から 3 丁目まで、美園町 1 丁目から 5 丁目まで、東豊里町の一部（通称後藤の沢を除く。）、字豊里の一部（通称赤間 1 区、2 区及び 4 区）、字赤平の一部（通称末広町、新元町、新町、本町、住吉町、緑町、及び住友赤平磁業所施設の一部）    |
| 文 京 町 |  |     | 同 西文京町 3 丁目 1 番地 | 同 北文京町、西文京町、桜木町、宮下町及び豊栄町の 1 丁目から 5 丁目まで、東文京町 1 丁目から 4 丁目まで、豊丘町 1 丁目から 3 丁目まで、幸町 1 丁目から 7 丁目まで、昭和町 1 丁目から 6 丁目まで、住吉町、東豊里町の一部（通称後藤の沢）、西豊里町の一部（通称後藤の沢）、字豊里の一部（通称赤間 3 区） |
|       |  | 日の出 | 同 字赤平 669 番地 1   | 同 字赤平の一部（通称弥栄町、東雲町、栄町、元町、御幸町、福住町、平和台、日の出、山手町、及び住友赤平磁業所施設の一部）、字茂尻の一部（通称熊の沢以西）、茂尻元町南 5 丁目の一部（通称熊の沢以西）及び茂尻元町北 6 丁目の一部（旧国道以西）                                            |
|       |  | 共 和 | 同 共和町 227 番地     | 同 若木町東 1 丁目から東 9 丁目まで、若木町西 1 丁目から西 6 丁目まで、若木町南 1 丁目から南 5 丁目まで、若木町北 1 丁目から北 8 丁目まで、共和町、幌岡町、西豊里町の一部                                                                    |
|       |  |     |                  | 同 茂尻元町南 1 丁目から南 5 丁目まで（通称熊の沢以东）、茂尻元町北 1 丁目から北 5 丁目まで、茂尻元町北 6 丁目の一部（旧国道以东）、茂尻中央                                                                                       |

を

|  |  |     |                    |                                                                                                                                                                                                              |
|--|--|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | 茂 尻 | 同 茂尻中央町北 2 丁目 3 番地 | 町南 1 丁目から南 6 丁目まで、茂尻中央町北 1 丁目及び北 2 丁目、茂尻春日町及び茂尻旭町の 1 丁目から 3 丁目まで、茂尻新春日町 1 丁目及び 2 丁目、茂尻本町 1 丁目から 4 丁目まで、茂尻栄町及び茂尻新町の 1 丁目から 5 丁目まで、茂尻宮下町 1 丁目、百戸町東 1 丁目から東 5 丁目まで、百戸町西 1 丁目から西 6 丁目まで、百戸町北、エルム町並びに字茂尻（通称熊の沢以东） |
|--|--|-----|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|       |  |     |                    |                                                                                                                                                                               |
|-------|--|-----|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 駅 前   |  |     | 赤平市泉町 1 丁目 1 番地    | 赤平市泉町及び大町の 1 丁目から 4 丁目まで、錦町、東大町、本町及び豊丘町の 1 丁目から 3 丁目まで、美園町、桜木町及び宮下町の 1 丁目から 5 丁目まで、東豊里町、字豊里並びに字赤平                                                                             |
| 文 京 町 |  |     | 同 西文京町 3 丁目 1 番地   | 同 北文京町、西文京町及び豊栄町の 1 丁目から 5 丁目まで、東文京町 1 丁目から 4 丁目まで、幸町 1 丁目から 7 丁目まで並びに昭和町 1 丁目から 6 丁目まで                                                                                       |
|       |  | 共 和 | 同 共和町 227 番地       | 同 若木町東 1 丁目から 9 丁目まで、若木町西 1 丁目から 6 丁目まで、若木町南 1 丁目から 5 丁目まで、若木町北 1 丁目から 8 丁目まで、共和町、幌岡町、住吉町及び西豊里町                                                                               |
|       |  | 茂 尻 | 同 茂尻中央町北 2 丁目 3 番地 | 同 茂尻元町南、茂尻栄町、茂尻新町及び百戸町東の 1 丁目から 5 丁目まで、茂尻元町北、茂尻中央町南及び百戸町西の 1 丁目から 6 丁目まで、茂尻中央町北及び茂尻新春日町の 1 丁目及び 2 丁目、茂尻春日町及び茂尻旭町の 1 丁目から 3 丁目まで、茂尻本町 1 丁目から 4 丁目まで、茂尻宮下町 1 丁目、百戸町北、エルム町並びに字茂尻 |

に

改め、同表札幌方面浦河警察署の項中

|      |  |           |                       |                                                                                                                                                                             |
|------|--|-----------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 署所在地 |  |           | 浦河郡浦河町                | 浦河郡浦河町堺町東1丁目の一部（5番1号から24号まで及び6番1号から26号までを除く。）、堺町東2丁目から東5丁目まで、大通1丁目から5丁目まで、東町ちのみ及び東町かしわの1丁目から4丁目まで、東町うしお1丁目及び2丁目、築地1丁目から3丁目まで、緑町、昌平町、浜町、潮見町、入船町、常盤町、旭町並びに字向別の一部（向別川以東の向別橋以南） |
|      |  | 荻 伏       | 同<br>荻伏町              | 同 荻伏町、字姉茶、瑞穂、野深、富里および東栄                                                                                                                                                     |
|      |  | 堺 町       | 同<br>堺町東1丁目<br>5番24号  | 同 堺町西1丁目から堺町西6丁目まで、堺町東1丁目の一部（5番1号から24号まで及び6番1号から26号まで）、堺町東6丁目、字井寒台、字向別の一部（向別川以西及び向別橋以北）、字上向別、字絵笛及び上絵笛                                                                       |
|      |  | 西幌別       | 同<br>字西幌別無番地          | 同 字東幌別、字西幌別、字西舎、字杵臼、字上杵臼、字白泉及び字月寒                                                                                                                                           |
|      |  | 様 似       | 様似郡様似町<br>大通2丁目42番地の2 | 様似郡様似町のうち、大通3丁目（通称東様似）以西（ただし、字幌満、字旭、字田代、字大泉、字冬島、字平宇、字新富および字岡田を除く。）                                                                                                          |
|      |  | 幌 満       | 同<br>字幌満60番地          | 同 字幌満、字旭、字田代、字大泉、字冬島、字平宇、字新富および字岡田                                                                                                                                          |
|      |  | えりも<br>本町 | 幌泉郡えりも<br>町           | 幌泉郡えりも町字本町、字近浦、字笛舞、字大和、字新浜および字歌別の一部                                                                                                                                         |
|      |  | 庶 野       | 同<br>字庶野              | 同 字庶野および目黒                                                                                                                                                                  |

を

|      |  |           |                       |                                                                                                                                                                                 |
|------|--|-----------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 署所在地 |  |           | 浦河郡浦河町<br>築地2丁目2番4号   | 浦河郡浦河町堺町東、堺町西及び向が丘西の1丁目から6丁目まで、大通1丁目から5丁目まで、東町ちのみ及び東町かしわの1丁目から4丁目まで、東町うしお及び向が丘東の1丁目及び2丁目、築地1丁目から3丁目まで、緑町、昌平町東通、昌平町西通、昌平町駅通、栄丘東通、栄丘西通、浜町、潮見町、入船町、常盤町、旭町、字向別、字上向別、字井寒台、字絵笛並びに字上絵笛 |
|      |  | 荻 伏       | 同<br>荻伏町28番地          | 同 荻伏町、字姉茶、字瑞穂、字野深、字富里及び字東栄                                                                                                                                                      |
|      |  | 西幌別       | 同<br>字西幌別無番地          | 同 字東幌別、字西幌別、字西舎、字上西舎、字杵臼、字上杵臼、字白泉及び字月寒                                                                                                                                          |
|      |  | 様 似       | 様似郡様似町<br>大通2丁目42番地の2 | 様似郡様似町本町及び大通の1丁目から3丁目まで、西町、潮見台、港町、会所町、栄町、錦町、緑町、朝日丘、字鶴苫並びに字西様似                                                                                                                   |
|      |  | 幌 満       | 同<br>字幌満60番地          | 同 字幌満、字旭、字田代、字大泉、字冬島、字平宇、字新富及び字岡田                                                                                                                                               |
|      |  | えりも<br>本町 | 幌泉郡えりも<br>町字新浜237番地   | 幌泉郡えりも町字本町、字近浦、字笛舞、字大和、字新浜及び字歌別の一部                                                                                                                                              |
|      |  | 庶 野       | 同<br>字庶野523番地の5       | 同 字庶野及び字目黒                                                                                                                                                                      |

に

改め、同表釧路方面釧路警察署の項中

|       |                              |                                                         |
|-------|------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 布 伏 内 | 釧路市阿寒町<br>舌辛原野22線<br>北41番地17 | 釧路市阿寒町舌辛の一部、舌辛原野甲22線及び23線、舌辛原野22線北及び23線北、シュンクシタカラ、フブシュナ |
|-------|------------------------------|---------------------------------------------------------|



- 3 登録簿は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター及び各方面本部の情報コーナー並びに各警察署の情報コーナーに備え置くものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、警察本部長が定める。
- （個人情報開示請求書）
- 第3条** 条例第15条第1項の開示請求書は、別記第2号様式の個人情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）によるものとする。
- 2 条例第15条第1項第3号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の開示を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。
- （本人等の証明に必要な書類）
- 第4条** 条例第15条第2項（条例第25条第5項、第29条第3項及び第36条第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次に掲げる書類のいずれかであって請求しようとする者の氏名及び住所が記載されているもの並びに戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）とする。
- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険の被保険者証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察本部長が認める書類
- （郵送等による個人情報の開示の請求）
- 第5条** 個人情報の開示を請求しようとする者は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）によりその請求をすることができる。
- 2 前項の場合において、開示を請求しようとする者は、開示請求書に併せて、前条各号に掲げる書類のうち複数のものの写し及び戸籍謄本その他請求資格を有することを証明する書類（法定代理人による請求及び死者の個人情報に係る請求の場合に限る。）を提出しなければならない。
- （個人情報開示決定期間延長通知書）
- 第6条** 条例第19条第3項の書面は、別記第3号様式の個人情報開示決定期間延長通知書によるものとする。
- （個人情報開示決定通知書等）
- 第7条** 条例第20条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書

によるものとする。

- (1) 個人情報の開示をすることと決定したとき。 別記第4号様式の個人情報開示決定通知書（以下「開示決定通知書」という。）
- (2) 個人情報の開示をしないことと決定したとき。 別記第5号様式の個人情報非開示決定通知書
- (3) 個人情報の一部について開示をすることと決定したとき。 別記第6号様式の個人情報一部開示決定通知書（以下「一部開示決定通知書」という。）
- （個人情報の存否を明らかにしない決定通知書）

**第8条** 条例第21条第2項において準用する条例第20条第1項の書面は、別記第7号様式の個人情報の存否を明らかにしない決定通知書によるものとする。

（個人情報不存在通知書）

**第9条** 条例第22条の通知は、別記第8号様式の個人情報不存在通知書により行うものとする。

（開示請求事案移送通知書）

**第10条** 条例第23条第2項の書面は、別記第9号様式の開示請求事案移送通知書によるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続）

**第11条** 条例第24条第1項の実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開示請求年月日
- (2) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第24条第2項の実施機関が定める事項は、前項各号に定めるもののほか、条例第17条の規定により開示する旨及びその理由とする。

3 条例第24条第2項の書面は、別記第10号様式の個人情報の開示に係る意見照会書によるものとする。

4 条例第24条第3項の書面は、別記第11号様式の個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

（電磁的記録の開示の方法）

**第12条** 条例第25条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を警察本部長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることがで

きるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

- (4) 電磁的記録(警察本部長が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

(自己に関する個人情報の閲覧)

**第13条** 条例第25条第1項の規定により、個人情報記録されている公文書(電磁的記録を警察本部長が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該公文書を丁寧に取り扱いとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

- 2 警察本部長は、前項の規定に違反した者に対しては、公文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付等)

**第14条** 公文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下「写し」という。)の交付部数は、開示の請求があった個人情報に係る公文書1件につき1部とする。

- 2 写しの作成方法は、警察本部長が定める。

(郵送等による写しの交付)

**第15条** 個人情報の開示の決定に係る通知を受けた者は、警察本部長が定めるところにより郵送等によって写しの交付を受けることを申し出ることができる。

(写しの交付に要する費用の納付)

**第16条** 条例第26条の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(口頭による開示請求)

**第17条** 警察本部長は、条例第27条第1項の規定により口頭による開示請求ができる個人情報を選定したときは、当該個人情報の内容並びに口頭による開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

- 2 条例第27条第2項の実施機関が別に定める方法は、個人情報を開示するために別に作成した文書の閲覧とする。

(個人情報訂正請求書)

**第18条** 条例第29条第1項の訂正請求書は、別記第12号様式の個人情報訂正請求書(以下「訂正請求書」という。)によるものとする。

- 2 条例第29条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

(訂正の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認)

**第19条** 警察本部長は、訂正の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、訂正の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

(郵送等による個人情報の訂正の請求)

**第20条** 第5条の規定は、郵送等による個人情報の訂正の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「訂正」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「訂正を」と、「開示請求書」とあるのは「訂正請求書及び条例第29条第2項の書類等又はその写し並びに開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(個人情報訂正決定期間延長通知書)

**第21条** 条例第31条第3項の書面は、別記第13号様式の個人情報訂正決定期間延長通知書によるものとする。

(個人情報訂正決定通知書等)

**第22条** 条例第32条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の訂正(一部の訂正をする場合を含む。次号において同じ。)をすることと決定したとき。 別記第14号様式の個人情報訂正決定通知書
- (2) 個人情報の訂正をしないことと決定したとき。 別記第15号様式の個人情報非訂正決定通知書

(訂正請求事案移送通知書)

**第23条** 条例第33条第1項の書面は、別記第16号様式の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(個人情報訂正実施通知書)

**第24条** 条例第34条の書面は、別記第17号様式の個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(個人情報利用停止請求書)

**第25条** 条例第36条第1項の利用停止請求書は、別記第18号様式の個人情報利用停止請求書(以下「利用停止請求書」という。)によるものとする。

2 条例第36条第1項第5号の実施機関が定める事項は、本人に代わって法定代理人が個人情報の利用停止を請求しようとする場合における本人の氏名、住所及び未成年者又は成年被後見人の別とする。

(利用停止の請求に係る個人情報の開示を受けたことの確認)

**第26条** 警察本部長は、利用停止の請求に係る個人情報の開示の決定を受けたものであることを確認する必要があると認めるときは、利用停止の請求をしようとする者に対し、開示決定通知書又は一部開示決定通知書の提示を求めることができる。

（郵送等による個人情報の利用停止の請求）

**第27条** 第5条の規定は、郵送等による個人情報の利用停止の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「開示」とあるのは「利用停止」と、同条第2項中「開示を」とあるのは「利用停止を」と、「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書及び開示決定通知書又は一部開示決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

（個人情報利用停止決定期間延長通知書）

**第28条** 条例第38条第3項の書面は、別記第19号様式の個人情報利用停止決定期間延長通知書によるものとする。

（個人情報利用停止決定通知書等）

**第29条** 条例第39条の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 個人情報の利用停止（一部の利用停止をする場合を含む。次号において同じ。）をすることと決定したとき。 別記第20号様式の個人情報利用停止決定通知書
- (2) 個人情報の利用停止をしないことと決定したとき。 別記第21号様式の個人情報非利用停止決定通知書

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知）

**第30条** 条例第42条において準用する条例第24条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 条例第42条第1号の裁決があったとき。 別記第22号様式の第三者の審査請求に係る個人情報の開示通知書
- (2) 条例第42条第2号の裁決があったとき。 別記第23号様式の審査請求に係る個人情報の開示通知書

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**別記第1号様式**（第2条関係）

#### 個 人 情 報 取 扱 事 務 登 録 簿

|       |           |
|-------|-----------|
| 機 関 名 | 警 察 本 部 長 |
|-------|-----------|

|             |       |          |       |
|-------------|-------|----------|-------|
| 登 録 年 月 日   | 年 月 日 | 事務の開始年月日 | 年 月 日 |
| 事 務 の 名 称   |       |          |       |
| 事 務 の 目 的   |       |          |       |
| 事務を担当する部課等  |       |          |       |
| 個人情報の対象者の範囲 |       |          |       |

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                            | 警 察 本 部                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 警 察 学 校                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 方 面 本 部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 警 察 署                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事 務 を 行 う 部 署              |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 個 人 情 報 の<br>記 録 項 目       | 基 本 的<br>事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 識別番号<br><input type="checkbox"/> 氏名<br><input type="checkbox"/> 住所<br><input type="checkbox"/> 本籍・国籍<br><input type="checkbox"/> 生年月日・年齢<br><input type="checkbox"/> 性別<br><input type="checkbox"/> 電話番号<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> | 家 庭<br>生 活<br><input type="checkbox"/> 家庭状況<br><input type="checkbox"/> 親族関係<br><input type="checkbox"/> 婚姻歴<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                                                                                                                  | 資 産・<br>収 入<br><input type="checkbox"/> 資産状況<br><input type="checkbox"/> 収入状況<br><input type="checkbox"/> 納税状況<br><input type="checkbox"/> 取引状況<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                                                        |
|                            | 心 身 の<br>状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                | <input type="checkbox"/> 健康状態<br><input type="checkbox"/> 身体の特徴<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                                                                               | 社 会<br>生 活<br><input type="checkbox"/> 職業・職歴<br><input type="checkbox"/> 学業・学歴<br><input type="checkbox"/> 資格<br><input type="checkbox"/> 賞罰<br><input type="checkbox"/> 成績・評価<br><input type="checkbox"/> 公的扶助<br><input type="checkbox"/> 趣味・し好<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> | 思 想・<br>信 条 等<br><input type="checkbox"/> 思想・信条<br><input type="checkbox"/> 信教<br><input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報( )<br>根 拠<br><input type="checkbox"/> 法令等<br><input type="checkbox"/> 公共安全<br><input type="checkbox"/> 審査会意見<br>そ の 他<br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
|                            | 個 人 情 報 の 収 集 先                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|                            | <input type="checkbox"/> 本人<br><input type="checkbox"/> 本人以外(条例上の根拠:条例第7条第3項 号該当)<br><input type="checkbox"/> 実施機関内<br><input type="checkbox"/> 民間法人・団体<br><input type="checkbox"/> 他の実施機関<br><input type="checkbox"/> 私人<br><input type="checkbox"/> 他の官公庁<br><input type="checkbox"/> その他 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 個 人 情 報 の<br>経 常 的 な 提 供 先 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 無<br><input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 他の実施機関<br><input type="checkbox"/> 私人<br><input type="checkbox"/> 他の官公庁<br><input type="checkbox"/> 民間法人・団体<br><input type="checkbox"/> その他                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 個人情報処理形態                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。(オンライン結合 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)<br><input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない(手書き処理)。                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 外部委託の有無                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 備 考                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第2号様式（第3条、第5条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

北海道警察本部長様

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

北海道個人情報保護条例第14条第1項又は第2項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

|                                  |                               |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容                   |                               |
| 2 開示の区分（希望する開示方法の番号を○印で囲んでください。） | (1) 閲覧又は視聴（ ）<br>(2) 写しの交付（ ） |

法定代理人による請求の場合には、次の3及び4の欄にも記入してください。

|                                         |          |            |
|-----------------------------------------|----------|------------|
| 3 本人の氏名及び住所                             | 氏 名      |            |
|                                         | 住 所      | 電話番号       |
| 4 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。） | (1) 未成年者 | (2) 成年被後見人 |

次の5から9までの欄は、記入する必要がありません。

|            |                                               |
|------------|-----------------------------------------------|
| 5 請求者の本人確認 | (1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証<br>(3) 旅券 (4) その他（ ） |
| 6 請求資格確認   | (1) 法定代理人（ ） (2) その他（ ）                       |
| 7 受付年月日    | 年 月 日                                         |
| 8 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線)                                |
| 9 備考       |                                               |

- 注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 電磁的記録の開示は録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあつては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。
- 5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第3号様式（第6条関係）

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示をするかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

|                                 |                                                                                              |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容                  |                                                                                              |
| 2 北海道個人情報保護条例第19条第1項本文に規定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                              |
| 3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期          | 延長区分<br>(1) 北海道個人情報保護条例第19条第1項ただし書<br>(2) 北海道個人情報保護条例第19条第2項本文<br>(3) 北海道個人情報保護条例第19条第2項ただし書 |
|                                 | 理 由                                                                                          |

|             |                |       |
|-------------|----------------|-------|
|             |                |       |
|             | 決定時期           | 年 月 日 |
| 4 担 当 部 課 等 | 部 課<br>電話 (内線) |       |
| 5 備 考       |                |       |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 4 号様式（第 7 条、第19条、第20条、第26条、第27条関係）  
個 人 情 報 開 示 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長 

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例  
第19条第 1 項の規定により、次のとおり開示をすることと決定したので、通知します。

|                    |                |         |           |
|--------------------|----------------|---------|-----------|
| 1 請求に係る個人情報の<br>内容 |                |         |           |
| 2 開示の日時及び場所        | 日 時            | 年 月 日   | 午前 午後 時 分 |
|                    | 場 所            | 電話 (内線) |           |
| 3 担 当 部 課 等        | 部 課<br>電話 (内線) |         |           |
| 4 備 考              |                |         |           |

注 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡して

ください。

- 2 開示を受ける際には、この通知書を提示し、及び本人であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、注 2 の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

個 人 情 報 非 開 示 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長 

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例  
第19条第 1 項の規定により、次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 1 請求に係る個人情報の<br>内容  |                     |
| 2 開示をしない理由          | 北海道個人情報保護条例第 条第 号該当 |
| 3 開示をすることがで<br>きる期日 | 年 月 日               |
| 4 担 当 部 課 等         | 部 課<br>電話 (内線)      |
| 5 備 考               |                     |

1 この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分が



あったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 3の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第6号様式（第7条、第19条、第20条、第26条、第27条関係）

個人情報一部開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部の開示をすることと決定したので、通知します。

|                     |     |              |    |     |           |
|---------------------|-----|--------------|----|-----|-----------|
| 1 請求に係る個人情報の内容      |     |              |    |     |           |
| 2 開示の日時及び場所         | 日 時 | 年            | 月  | 日   | 午前 午後 時 分 |
|                     | 場 所 | 電話 (内線)      |    |     |           |
| 3 開示をしない部分の概要及びその理由 | 概 要 |              |    |     |           |
|                     | 理 由 | 北海道個人情報保護条例第 | 条第 | 号該当 |           |

|                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 4 開示をしない部分の開示をすることができる期日 | 年 月 日          |
| 5 担 当 部 課 等              | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                    |                |

1 この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。

2 開示を受ける際には、この通知書を提示し、及び本人であることを証明できる書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。

3 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合で開示を受ける際には、注2の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。

4 4の欄は、開示をしない部分について開示をすることができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

5 規格は、A列4番縦長とする。

別記第7号様式（第8条関係）

個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長

年 月 日開示請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第21条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の存否を明らかにしないことと決定したので、通知します。

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容 |                    |
| 2 存否を明らかにしない理由 | 北海道個人情報保護条例第18条に該当 |
| 3 担 当 部 課 等    | 部 課                |
|                | 電話 (内線)            |
| 4 備 考          |                    |

- 1 この個人情報の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

個 人 情 報 不 存 在 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日開示請求のあった個人情報については、存在しませんでしたので、北海道個人情報保護条例第22条の規定により、通知します。

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容 |                |
| 2 不 存 在 の 理 由  |                |
| 3 担 当 部 課 等    | 部 課<br>電話 (内線) |
| 4 備 考          |                |

- 1 この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第 9 号様式（第10条関係）

開 示 請 求 事 案 移 送 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日付けでされた個人情報の開示請求について、北海道個人情報保

護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

|                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 1 請求に係る個人情報の内容                |                       |
| 2 移送をした理由                     |                       |
| 3 移送をした日                      | 年 月 日                 |
| 4 移送をした実施機関（警察本部長）の担当部課等      | 部 課<br>電話 (内線)        |
| 5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等 | 実施機関 (部 課)<br>電話 (内線) |
| 6 備考                          |                       |

注1 本件開示請求については、移送を受けた実施機関において開示決定等を行うことになります。不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第10号様式（第11条関係）

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



北海道個人情報保護条例に基づき、年 月 日に次のとおりに関する情報が含まれている個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る個人情報を次の理由により開示することに対して、北海道個人情報保護条例第24条第2項の規定により、御意見をお聴きしますので、別紙「個人情報の

開示決定に係る意見書」により、年 月 日までに御返送ください。

|                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1 開示請求に係る個人情報に含まれているに関する情報の内容 |                              |
| 2 北海道個人情報保護条例第17条により開示をする理由   |                              |
| 3 意見書の提出先（担当部課等）              | (〒 - ) 部 課<br>電話 (内線)<br>FAX |
| 4 備考                          |                              |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別紙

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

北海道警察本部長様

住 所  
氏 名

連絡先 電話番号

年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

|                               |        |   |
|-------------------------------|--------|---|
| 1 開示請求に係る個人情報に含まれているに関する情報の内容 |        |   |
| 2 開示決定に対する反対意思の有無             | 有      | 無 |
|                               | 開示されると |   |

|      |                   |  |
|------|-------------------|--|
| 3 意見 | 支障がある部分           |  |
|      | 開示されると<br>支障がある理由 |  |

注 1 2 の欄は、該当する方を○印で囲んでください。  
なお、2 の欄で、「有」を○印で囲んだ場合には、3 の欄に意見を具体的に記載してください。  
2 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第11号様式（第11条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長 

年 月 日付けの に関する情報が含まれている個人情報  
の開示請求について、北海道個人情報保護条例第19条第 1 項の規定により、次のとおり個人情報の開示決定をしたので、通知します。

|                                           |             |
|-------------------------------------------|-------------|
| 1 開示請求に係る個人情報<br>に含まれている<br><br>に関する情報の内容 |             |
| 2 開示決定年月日及び<br>番号                         | 年 月 日付け 第 号 |
| 3 開示決定をした理由                               |             |
| 4 開示を実施する日                                | 年 月 日       |

|             |         |
|-------------|---------|
| 5 担 当 部 課 等 | 部 課     |
|             | 電話 (内線) |
| 6 備 考       |         |

1 この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることができますが、開示を実施する日までに審査請求及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1 による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6 月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6 月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A 列 4 番縦長とする。

別記第12号様式（第18条、第20条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所  
氏 名  
連絡先 電話番号

北海道個人情報保護条例第28条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同条例第14条第 2 項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1 訂正請求に係る個人情報<br>の開示を受けた日 | 年 月 日 |
| 2 訂正を求める箇所                |       |
| 3 訂正を求める内容                |       |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

|                                         |          |            |
|-----------------------------------------|----------|------------|
| 4 本人の氏名及び住所                             | 氏 名      |            |
|                                         | 住 所      | 電話番号       |
| 5 本人の未成年者又は成年被後見人の別（該当する番号を○印で囲んでください。） | (1) 未成年者 | (2) 成年被後見人 |

次の6から10までの欄は、記入する必要がありません。

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 6 請求者の本人確認 | (1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証<br>(3) 旅券 (4) その他 ( ) |
| 7 請求資格確認   | (1) 法定代理人 ( ) (2) その他 ( )                      |
| 8 受付年月日    | 年 月 日                                          |
| 9 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線)                                 |
| 10 備考      |                                                |

- 注1 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等及び本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 開示を受けたことの確認に必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第13号様式（第21条関係）

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日訂正請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第31条第2項の規定により、次のとおり訂正をするかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

|                               |                 |                                                        |  |
|-------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------|--|
| 1 訂正請求に係る個人情報の内容              |                 |                                                        |  |
| 2 北海道個人情報保護条例第31条第1項に規定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                        |  |
| 3 延長区分、延長の理由及び延長後の決定時期        | 延長区分            | (1) 北海道個人情報保護条例第31条第2項本文<br>(2) 北海道個人情報保護条例第31条第2項ただし書 |  |
|                               | 理 由             |                                                        |  |
|                               | 決定時期            | 年 月 日                                                  |  |
| 4 担当部課等                       | 部 課<br>電話 (内線)  |                                                        |  |
| 5 備考                          |                 |                                                        |  |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第14号様式（第22条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日訂正請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例

第31条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定したので、通知します。

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 1 訂正を求めた箇所及び内容                 |                |
| 2 訂正をする箇所及び内容                  |                |
| 3 訂正年月日                        | 年 月 日          |
| 4 一部訂正をする理由<br>(一部訂正をするときのみ記入) |                |
| 5 担当部課等                        | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備考                           |                |

- この訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第15号様式（第22条関係）

個人情報非訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長

印

年 月 日訂正請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

|            |                |
|------------|----------------|
| 1 訂正を求めた箇所 |                |
| 2 訂正をしない理由 |                |
| 3 担当部課等    | 部 課<br>電話 (内線) |
| 4 備考       |                |

- この非訂正決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第16号様式（第23条関係）

訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けでされた個人情報の訂正請求について、北海道個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

|                                  |                     |
|----------------------------------|---------------------|
| 1 訂正請求に係る個人情報の内容                 |                     |
| 2 移送をした理由                        |                     |
| 3 移送をした日                         | 年 月 日               |
| 4 移送をした実施機関<br>(警察本部長)の担当<br>部課等 | 部 課<br>電話 (内線)      |
| 5 移送を受けた実施機関及び当該実施機関における担当部課等    | 実施機関 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                            |                     |

注1 本件訂正請求については、移送を受けた実施機関において訂正等の決定をすることになります。不明な点は、担当部課等にお問い合わせください。  
2 規格は、A列4番縦長とする。

別記第17号様式 (第24条関係)

個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様



年 月 日付けで提供をした個人情報について、北海道個人情報保護条例に基づき訂正請求があり、次のとおり訂正をしましたので、同条例第34条の規定により、通知します。

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 提供をした個人情報の内容 |                |
| 2 訂正をした箇所及び内容  |                |
| 3 訂正年月日        | 年 月 日          |
| 4 担当部課等        | 部 課<br>電話 (内線) |
| 5 備 考          |                |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第18号様式 (第25条、第27条関係)

個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道警察本部長 様

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

北海道個人情報保護条例第35条第1項又は同条第2項において準用する同条例第14条第2項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 1 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日 | 年 月 日 |
| 2 利用停止を求める箇所            |       |
| 3 利用停止を求める内容及び理由        |       |

法定代理人による請求の場合には、次の4及び5の欄にも記入してください。

|                                                 |          |            |
|-------------------------------------------------|----------|------------|
| 4 本人の氏名及び住所                                     | 氏 名      |            |
|                                                 | 住 所      | 電話番号       |
| 5 本人の未成年者又は成年被<br>後見人の別（該当する番号を<br>○印で囲んでください。） | (1) 未成年者 | (2) 成年被後見人 |

次の6から10までの欄は、記入する必要はありません。

|                   |                                                |
|-------------------|------------------------------------------------|
| 6 請 求 者 の 本 人 確 認 | (1) 運転免許証 (2) 健康保険の被保険者証<br>(3) 旅券 (4) その他 ( ) |
| 7 請 求 資 格 確 認     | (1) 法定代理人 ( ) (2) その他 ( )                      |
| 8 受 付 年 月 日       | 年 月 日                                          |
| 9 担 当 部 課 等       | 部 課<br>電話 (内線)                                 |
| 10 備 考            |                                                |

- 注1 請求の際には、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人による請求又は死者の個人情報に係る請求の場合には、注1の書類のほか、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 3 開示を受けたことの確認が必要な場合には、個人情報開示決定通知書又は個人情報一部開示決定通知書の提示を求めることがあります。
- 4 規格は、A列4番縦長とする。

別記第19号様式（第28条関係）

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第2項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかを決定する期間を延長したので、通知します。

|                                       |                 |                                                        |
|---------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------|
| 1 利用停止請求に係る<br>個人情報の内容                |                 |                                                        |
| 2 北海道個人情報保護<br>条例第38条第1項に規<br>定する決定期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |                                                        |
| 3 延長区分、延長の理<br>由及び延長後の決定時<br>期        | 延長区分            | (1) 北海道個人情報保護条例第38条第2項本文<br>(2) 北海道個人情報保護条例第38条第2項ただし書 |
|                                       | 理 由             |                                                        |
|                                       | 決定時期            | 年 月 日                                                  |
| 4 担 当 部 課 等                           | 部 課<br>電話 (内線)  |                                                        |
| 5 備 考                                 |                 |                                                        |

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第20号様式（第29条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。



|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 1 利用停止を求めた箇所及び内容               |                |
| 2 利用停止をする箇所及び内容                |                |
| 3 利用停止年月日                      | 年 月 日          |
| 4 一部利用停止をする理由（一部利用停止をするときのみ記入） |                |
| 5 担当部課等                        | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備考                           |                |

1 この利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第21号様式（第29条関係）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



年 月 日利用停止請求のあった個人情報について、北海道個人情報保護条例第38条第1項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

|              |                |
|--------------|----------------|
| 1 利用停止を求めた箇所 |                |
| 2 利用停止をしない理由 |                |
| 3 担当部課等      | 部 課<br>電話 (内線) |
| 4 備考         |                |

- 1 この非利用停止決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記第22号様式（第30条関係）

第三者の審査請求に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



に関する情報が含まれている個人情報について、審査請求に対する

裁決により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|                                              |                |
|----------------------------------------------|----------------|
| 1 審査請求に係る個人情報（開示決定した個人情報のうち、審査請求人が非開示を求めた情報） |                |
| 2 1に記載された個人情報のうち、開示する情報                      |                |
| 3 審査請求に対する裁決（却下又は棄却する裁決）の理由                  |                |
| 4 開示を実施する日                                   | 年 月 日          |
| 5 担 当 部 課 等                                  | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                                        |                |

注 規格は、A列4 番縦長とする。

別記第23号様式（第30条関係）

審査請求に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

北海道警察本部長



に関する情報が含まれている個人情報について、 年 月 日付け 第 号で非開示（一部開示）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしましたので、通知します。

|                                                      |                |
|------------------------------------------------------|----------------|
| 1 審査請求に係る個人情報（非開示とした個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうちに関する情報 |                |
| 2 1に記録された個人情報のうち、開示する情報                              |                |
| 3 審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由                          |                |
| 4 開示を実施する日                                           | 年 月 日          |
| 5 担 当 部 課 等                                          | 部 課<br>電話 (内線) |
| 6 備 考                                                |                |

注 規格は、A列4 番縦長とする。